

## 第1回 交野市総合教育会議

日時 平成29年5月17日(水) 16:00～

場所 交野市役所3階 第2委員会室

出席者 市長、八木教育長、尾崎教育長職務代理者、森脇教育委員、亥埜教育委員、伊丹教育委員、

事務局 学校教育部：北田部長、竹田課長 教育総務室：河野教育次長、後藤課長

学校規模適正化室：大湾部長、和久田次長、殿山課長 生涯学習推進部：竹田部長、小川部長

企画財政部：良部長、藤原次長、南課長、松浦課長代理、北川、

傍聴者 なし

### 【案件】

1. 交野市いじめ防止基本方針(案)について
2. 学校規模適正化について～現状及びこれからの進め方～

### 【概要】

市長 挨拶

### 【議題：交野市いじめ防止基本方針(案)について】

事務局 交野市いじめ防止基本方針(案)について説明

まず初めに4月3日(月)から5月2日(火)までのパブリックコメントの実施結果ですが、資料にございますように3人の方から、8件のご意見をいただきました。

次のページに8件の意見に対する考え方や対応を示しておりますが、今回のパブリックコメントの意見を踏まえ、お手元の基本方針(案)にいたしました。

それでは、市と市教育委員会との役割や重大事態が生じた際の対応の流れについて10ページの「いじめ重大事態対応チャート」にて、ご説明させていただきます。

このチャートにつきましては、法律に基づいた流れを基本に、実態に応じた形で作成しております。

現在、いじめが疑われる事案を発見・確認した場合は、「学校いじめ防止基本方針」に則り、早急に事案の把握を図り、いじめを認知した場合には、市教育委員会に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的な対応をもって適切な支援・指導を進めております。

市教育委員会では、いじめ事案に対しては、必要に応じてこれまでも市教育委員会指導主事、市教育センター、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等を中心として、対応をしておりますが、本指針では、それを新たに「いじめ問題対策チーム」として制度化しました。

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合、速やかに事実関係を明確にするための調査が必要になります。

そのため、報告された事案に効率的に対応するため、中立かつ公正な第三者の立場から調査等を行う「交野市立学校いじめ対策審議会」を市教育委員会の附属機関として設置するとともに、事案について市長と市議会へ報告いたします。

この「交野市立学校いじめ対策審議会」の組織は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない弁護士、人権の専門家、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、その公平性・中立性を確保しつつ、事実関係の確認、原因と課題を明らかにしていきます。

その後、審議会から調査の結果を受けた市教育委員会は、その調査結果を市長に報告いたします。

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関として、「交野市いじめ問題再調査委員会」を設置し、再調査を実施します。再調査の必要性は、市長が判断なされますが、判断の材料としましては「調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合」や「事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合」、「学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合」等が想定されます。

「交野市いじめ問題再調査委員会」の組織についてですが、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない専門的な知識及び経験を有する弁護士、法務関係者、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家等の第三者で構成することを想定しており、当該調査の公平性・中立性を図って参ります。この「交野市いじめ問題再調査委員会」につきましては、総務部で所管いたします。

また、再調査の結果につきましては、市議会と市教育委員会にご報告いただくとともに、市長及び市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じていきます。

続きまして、11ページをご覧ください。

こちらには、全体図を示しております。左側の部分は、重大事態の報告に限定させずに学校、市教育委員会、市長との連携の流れを示しています。

右側をご覧ください。ここには、いじめの防止等に関する本市の関係部課と関係機関との連携を強化するため、「交野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、市立小・中学校代表、市教育委員会、市職員、市教育センター、子ども家庭センター、大阪法務局、交野警察、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーが連携して、いじめの防止等に関して意見交換及び連絡調整を行ってまいります。

なお、「交野市いじめ問題対策連絡協議会」「交野市立学校いじめ対策審議会」「交野市いじめ問題再調査委員会」につきましては、国の「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、条例設置を行うため、第2回議会に上程できるよう進めているところでございます。

最後になりますが、本基本方針は、本日、意見交換をいただいた後、市長決裁をいただき成案とする予定でございます。

黒田市長 もう一度どういった場合に再調査となるのか聞かせてほしい。

竹田課長 1つ目として調査時に知りえなかった新しい重大・重要な事実が新たに判明した場合でございます。2つ目として事前に被害児童・生徒、保護者等と確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合、3つ目として学校の対応について十分な調査がされていない場合、大きくはその3点を想定しております。

黒田市長 この件に関しまして、パブリックコメントについては既に皆様のお手元に配布したとおりで、特にパブリックコメントを踏まえて素案から修正を加えたというのは3点です。もう少し分かりやすくした方がいいのではないかとといったご意見です。その他については基本的に修正なしという中で、本日のこの案が示されております。パブリックコメントも含めまして、先ほど申し上げましたとおり、市と教育委員会の役割、具体的事案が生じた際の対応の流れなど市と教育委員会において共有・確認しておくべき内容について意見交換させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

尾崎職務代理 確認ですが、10ページのフローチャートのところには、再調査のところでは2点目に申された事前に被害児童・生徒、保護者からの調査依頼があった場合、それができていないというような場合について再調査が行われるものであると言われたが、それについて、フローチャートの中では被害児童、保護者というものは組織的対応を表すものであると明記されていないと、それについては9ページの再調査のところには法28条に明記されているのでフローチャートには敢えて書く必要がないというような判断で、つまり当然含まれるものであるということではないか。

竹田課長 判断自体は市長がなされることです。臨機応変に対応する部分がでてきますので、ここに明記して限定するかたちはとっておりません。

森協委員 フローチャートのいじめ対策防止委員会と交野市いじめ対策審議会と2つあって、それは重大なことが起こったときに、学校側からと市教委からと同時進行で調査が始まるということですよ。

竹田課長 基本的にいじめ防止対策委員会は校内で設置されるもので、校内でどういった対応をしていくか等、進行状況を確認する立場でございます。対策審議会は重大事態が起こった時に市教育委員会の附属機関として設置することになっています。

森協委員 同時に事実確認を両方向からしていくということですか。

竹田課長 対策審議会の方は第三者の方にお任せして審議いただくということになっています。

森脇委員 もう1点確認ですが、最終ページのいじめ防止対策委員会といじめ問題対策チームという2つがあるが、これは何か起こったときに召集されるチームなのか。それとも常からあるのか。

竹田課長 いじめ防止対策委員会は常に学校の中で機能しているものでございます。いじめ問題対策チームは市教委の中で協議していく場なので、常々というより重大事態いかににかかわらず学校から報告があった場合に対応していくチームになります。

伊丹委員 重大事態の発生があった場合、学校は市教委の方に報告するという形になっていると思うが、いじめ防止対策推進法28条1項で、重大事態があった場合には学校の設置者に関する調査をしないといけない形になっているかと思うので、重大事態発生の認知を学校に任せていいのかというところがあると思っている。通常は学校で事態が起こるので、学校から報告があるかと思うが、2ページのいじめの定義のところ、一定の人間関係があるというものは学校内外を問わずに、塾と学校とクラブ内でのいじめなんかも含むと書いてあるので、場合によっては学校を通さない形での事態が起こり得る。その場合に市教委の方に窓口を設けて、そちらにも通報できるシステムがあるのか、そのあたりはどうか。

竹田課長 その点についてはいじめ問題対策チームへ学校から報告があがってくると思っていますので、市教委の中のチームによって検討を行い、重大事態であれば次に進むような形になるかと考えています。

伊丹委員 そうすると学校から報告があがってこない場合の、(例えば)児童同士でトラブルがあつて重大事態が発生した、学校が把握できればいいが学校には言いにくいということで学校を通さずに言いたい、という方に対する受け皿は要らないのか。必要ではないか。

北田部長 現在、交野市教育センターがあります。そこには元学校の管理職と相談員がおります。その教育センターの方に直接、保護者や子供さんが相談する場合もございます。我々の方も学校の方に相談員を週一回派遣したり臨床心理士が各学校を廻ったりしていますので、教員の方に相談しにくいような人間関係なども相談があつたりということはあります。

伊丹委員 例えばそういう形で教育委員会の方に報告があつた場合で重大事態だという判断があれば、学校いじめ対策審議会が開かれる余地があるという理解でよいか。

竹田課長 さようでございます。

森脇委員 ということは、例えば塾やスポーツクラブなど色々ある中で、その責任者が、何かあったら教育委員会の方などに連絡してくださいというような通達はできているのか。

竹田課長 学校の方からは、そういったところからでもうちの方に連絡は、教育センターになるかもし

れませんし指導課に相談ということになるかもしれないが、学校の方には伝えていきます。

八木教育長 学校だよりの4月のところなんか書いてある。その辺の話をお願いします。

北田部長 4月の学校だより等に「教育センターでこういう相談をしております」というご案内を書いて、保護者の方にご案内したり、さきほど申し上げた、学校の方に配置している相談員とか臨床心理士、中学校のスクールカウンセラーがたよりを書いて、こういう場合は相談してほしいというようなことをしています。そういった中で、教員にはなかなか言えないような様々な事案の相談があったりします。ただ、スポーツクラブの中であって、スポーツクラブの方がこちらに言ってこられることはまずありませんので、その場合は、今申し上げた相談員とかスクールカウンセラーとかを通じて、学校や教育委員会の方に報告があがってくると思っています。

尾崎職務代理 最近カードみたいなのは配ってないのか。府教委のメール相談とか。

北田部長 「いじめSOS」等のカードは配っております。

森協委員 今話を聞いていて「あれっ」と思う。いじめの定義がこのようにあって、市教委としてそういう認識があるのであれば、積極的にそういうところ（=塾やスポーツクラブ）に、校外の教育現場である訳だから、もしあったら連絡してくださいねという通達があった方がより良いのではないかと思います。学校外だからそこまでする必要はないという考えか。

北田部長 いじめというのは、当該児童・生徒自身がいじめだと感じたものは全ていじめの認知をさせてもらうので、子供がいじめをうけている、例えばスポーツクラブの中でいじめを受けていると自分が思えば、子供はそれを保護者や、学校の相談員やスクールカウンセラー等に相談するかと思います。ですから、スポーツクラブの経営者の方が、この人間関係はいじめではないかということで学校の方に、あるいは市教委の方に言ってこられるということは、現状はない状況です。

森協委員 要は自己申告ですね。

北田部長 そうです。逆に言えば、自分がいじめだと感じたということが、一応いじめを認知する最初のステップになりますので、例えばアンケートをとると、兄弟喧嘩などでも「喧嘩の中で自分がお兄ちゃんにこんなことを言われた、これはいじめです」みたいなことで学校に相談してくるお子さんもいます。

伊丹委員 例えばスポーツクラブ内に所属する子どもさん同士でいじめというか問題があったときに、本来であればおそらくスポーツクラブ内で対処すべき問題かと思うが、それが何かのきっかけ

けで教育委員会にあがってきた場合に、例えば教育委員会で審議会の中で何かしらの対策をして、しかしスポーツクラブの方に協力を仰がないと改善されないという場合があり得るが、第三者の組織に対する何か、審議会との相互の関係はあまり想定していない、あまり起こりえないという認識なのか。

北田部長 基本的に我々が今掲げているのは交野市立の小中学校の児童・生徒に対するいじめ事案が発生したとき、特に重大事態が発生した場合の対応方法あるいは未然防止の方法ですので、例えばそれがスポーツクラブ、他市の方と一緒にいるようなスポーツクラブの中での人間関係だった場合、我々としてもできる限界がございますので、その辺については子供さんの心のケアはできても、どこまで入っていくかというのは、このいじめ防止基本方針とは違ったものとなると思います。

黒田市長 色んなことが想定されると思う。ただ、少なくともこのいじめ防止基本方針が学校内外を問わず、まず子供の人権を最大限に尊重する中で、未然防止と起こったときの対応……。いろんな想定がある。いじめを受けている子といじめている子が同じ学校内なり交野市立(同土)といった場合はこれにあたる。ただ学校の内外を問わず、どこかの塾へ行ってあるいじめを受けた、その子は交野市の子だが、話を聞くと他の学校から来ている、という場合は、また別のことで対応するということか。委員さんの中で、色々こんな可能性が想定されるでしょ、というときに、これが全てではないと、そういうことだと思うのだが。

北田部長 これが全てではないという意味で、これとは違った対応と申し上げた。従って、交野の学校の子どもだからこうするというのではなくて、子供全ての人権の尊重の観点からすれば、よその市の子どもでもあるからということで、これとは違いますよ、対応しませんよ、ではなくて、また違った対応方法、子供のケアであるとか他市の教育委員会との連携であるとか、ここで書いていない部分での対応もあります、ということです。

黒田市長 少なくともこれに載せられる部分はあると……。

北田部長 もちろんそうです。

黒田市長 そのために設置している組織体・機関である訳で、ただし、うちの市域内で解決できない、他市機関との調整もありますから、それはそうだと思うが、決してこの全体図が全てだということではないし、先ほどの情報の収集なり認知、いじめであるかもしれないというのは、学校現場からしかあがってこないのか、そうではないと思う。だから他の委員さんからも、ありとあらゆるところからの情報の中で、それをどう受け止めてどうするのだというご質問だったと思う。それが当然学校で起こった場合もあれば学校外で、特に例えていうなら……。申告があつて初めて(いじめを認知する)という訳ではないですよ。

北田部長 それはそうです。

黒田市長 ジャンルは違うが、例えば虐待とかいうことになる絶対本人からの申告はない。どうもそうであるらしい、なんか痣だらけだとか、なんか泣き声が毎晩聞こえてるとか、そういった近隣住人の通報とか、というのをどう受け取るんですか、というところを聞かれていると思う。虐待とは違うが、例えば虐待に例えればということ。基本的にはそうさせてもらってよろしいか。

今日は説明を端的に、10 ページから 11 ページを中心にご説明いただいたが、まずここに書かれている本文の中で、色々な組織、要するに対応組織というものを立ち上げてと。4 ページのいじめ問題対策チームというのがあるが、これは教育委員会内に必要に応じてか、それとも常設か。

竹田課長 必要に応じてです。

黒田市長 8 ページに、事実関係の把握として「③教育委員会へ学校体制支援チームの派遣要請」とあるが、いじめ問題対策チームと学校体制支援チームは同じか。違うのか。細かい話だが、要はいじめ問題対策チームとは何なのかを理解するために、ここに書いてあるものと一緒なのかとか、色々思ったので。基本的な事実の確認です。

竹田課長 いじめ問題対策チームの中に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、臨床心理士が入っておりますので、その中の一部の方を学校にも派遣して、学校でも子どもたちのケアに努めるといったものになっております。

黒田市長 8 ページの事後の対応の中に、「いじめ問題対策委員会で事象の検証や教訓化を図る。」とあるが、11 ページのフロー図の中に、学校においては、いじめ防止対策委員会によって、支援・検証作業を行うとある。これらは、同様の組織という考え方でよいのか。もし、異なる場合は、どのように異なるのか。

竹田課長 8 ページの表記に誤りがありまして、いじめ防止対策委員会のことでございます。

黒田市長 重大事態が発生した場合、交野市立学校いじめ対策審議会に矢印が向いているが、重大事態の認定するかどうかは教育委員会で判断を行うのか。

竹田課長 いじめ問題対策チームで重大事態にあたるかどうか判断いたします。そこで、重大事態であると判断されましたら、交野市立学校いじめ対策審議会を立ち上げるという形になっております。

黒田市長 だとすると、学校別にいじめ防止対策委員会はあるが、すべての情報は軽微なものであって

も教育委員会のいじめ問題対策チームに集約されるという認識でよろしいですか。

竹田課長 その通りでございます。

黒田市長 その集まった情報の内、いじめ問題対策チームで重大事態と判断されたものについては、特に市長にも報告があるということですね。その後、市長部局としては、重大事態への対処そのものや再発防止策について確認するとなっている。説明していただいたところによると、審議会で調査したが、その後新しい事実が判明した場合、十分な調査がされていないという場合等かなり重たいことだと思う。もう少し具体的にどういう場面を想定しているかご説明いただきたい。

竹田課長 例えば、新しい事実が判明した場合や、いじめだと保護者が思われていても、調査の時にいじめでないという結論を審議会が出した場合であるとか、若しくは、いじめであってもきちんと学校で調査をしていない等で保護者の方が納得されない場合等があります。

黒田市長 そうすると、被害者と非常に近い関係の方、例えばご家族から不服申し立てのようなものがある場合ということか。

亥野委員 一番難しいのは、いじめの芽をつむこと。いじめと喧嘩の見極めになる。保護者は子どもが怪我して帰ったら、いじめではないかと疑う。普段は仲がいい子どもたちでも喧嘩は起こりうる。しかし、仲が良くてもそういった喧嘩からいじめに発展していく可能性はある。ところが、以前からの仲のいい姿を見ている先生は、いじめではなく喧嘩だととらえてしまい、親にはいじめではなく喧嘩だと伝えてしまうことが起こりうる。一番心配しているのは、報告の時点で、学校側がいじめをしっかりと報告できるかどうか。このようなケースでは、喧嘩からいじめに変わり始めた段階で、しっかりとその芽を摘めることが重要。そういったところで、親からいじめではないかという報告があれば、その時点でしっかりと審議会で調査しなければならないというところですね。その時点でのやり取りが大事なのではないかなと思っています。報告の仕方ひとつで変わってしまうので、その辺りをしっかりとしていければと思います。

森脇委員 「重大事態が発生する」の重大というのは定義があるのでしょうか。

黒田市長 計画によると、基本的な定義として、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合と、いじめを起因として相当期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合ですね。ただこれは、あくまで漠然とした定義となりますので、個別ケースにあたった時に、あるいはそれを察知できるかどうかというのが、一つの対応の流れとしても学校現場としても重要であると思います。



森脇委員 いじめが発生していたにもかかわらず、問題を把握できていなかったというのが一番問題になってくる。それを事前に防ぐ対応といじめられている子どもが自己申告を発しない場合にも周りが見つけるシステムのように事前の発見という部分が大事だと思う。

北田部長 そのあたりは、パブリックコメントにもありますとおり、教職員や教育関係者含め、組織的にいじめを防ぐようなシステムを作るとありましたように、一番は子どもに身近な教職員が発見するのがいいが、万が一それができない場合は、相談員やスクールカウンセラー、臨床心理士も含めて、体制としてしっかり子どもの変化を見逃さないことが大事。また、学校にはいじめの疑いであってもしっかりと報告するように指導しております。これらのことを通して、未然防止若しくは、重大になる前に対応したいと考えております。ただ、不幸にも万が一、重大事態が発生した場合は、方針に記載されている組織や流れで対応するところがございます。

森脇委員 重大事態が発生したときのシステムも重要だが、一番重要なのは未然に防ぐ取り組みをどれだけしているかということ。保護者からそこまで対策をしてくれているのなら、何か起こっても仕方がないと思っていただけるまで、未然に防ぐことが一番大切だと思う。何度も SOS を発しているのに防げなかった事態が全国各地である。教師にも様々な資質があるので、どのような事態に対してどのように対処するかを一人で抱え込まずに、組織として対応する仕組み作りが必要だと思うが、あまり計画からそこが見えてこない。

尾崎職務代理 学校自身がそういった指針を必ず作らなければならないようになっております。そういった個々の指針がきちんとできているのかといったご指摘かと思いますが、7 ページに教員が最も強く受け止めなければならないものとして、早期発見に向けて・・・といった項目がございます。こちらに教員の心構えや対応が書かれていますし、道徳教育やロールプレイによって、子どもたちがいじめを疑似体験することだけでも、こんな嫌な思いをするのかと感じ、子どもたちが変わってくると思います。ただ書いてあるんだけれども、もっと踏み込んでいいのではないかと、せめてタイトルだけで変えてもらうことが可能なのではないかとということなんです。もう一点、市長も確認していたのですが、いじめ問題対策委員会等、文言統一するのであれば、各学校において名称は異なりますがこの方針案では文言統一しておりますので、各学校でご配慮くださいと、そういった風に先生方により強く意識してもらうようにしなければならない。残念ながら先生方が見落としているいじめっていうのはたくさんあって、亥埜委員がおっしゃったように、普段から仲が良いからいじめじゃないと思いこんでいることがあるんじゃないか、そこを出発点にしないとこれは絵に描いた餅になってしまうんじゃないかと思う。また、先生方は一番の窓口で救ってあげられる人なんですよ、生徒を救える貴重な人なんですよという意識づけをすることも盛り込めれば良いのではないかと思う。

亥埜委員 いじめの重大事態の中に子どもの長期欠席も入ると仰いましたが、私が聞いたケースとしてあまりにも先生が威圧的すぎることにより、子どもが先生が怖いとなって学校に行かない、

ということがあった。このように先生の誤った対応や指導についても、重大事態にあたるのか。教育者が誤った対応をしてしまったケースに対してはどのような対応になるのか。

北田部長 尾崎職務代理者に言っていただきましたような、教員の意識については、一番大事だと思います。いじめ防止対策推進法の第13条には、市の基本方針に参酌して学校のいじめ防止基本方針を作るとなっておりますので、ご指摘いただいた点を追加させていただいて、学校のいじめ防止基本方針については、それをもとに見直し・策定をしますように指示したいと思っております。また、亥埜委員に言っていただきましたことにつきましては、教員の不適切な言動等がございました場合は、すぐに対応できるように、現在でも、学校に指導主事を派遣するほか、教員を指導したり、未然に防ぐために子どもや保護者への対応の研修を行う等、少しでも子どもたちが嫌な思いをせずに学校に来れるような対応をさせていただいている。

伊丹委員 10 ページのフローチャートのところで、重大事態かどうかの判断をいじめ問題対策チームの方で判断するとのことだったが、場合によっては、重大事態にあたらないという判断になる場合もあり得るかと思う。その場合に、保護者の方から、いじめ対策審議会を設置して審議してほしいという申し立てがあった場合、審議会の設置に関する条例でケアされるのか。例えば、市教育委員会として重大事態にあたらないと判断した場合に、保護者から批判があって、やっぱり審議会にかけますとなるのは、市としてはどうかと思うので、設置しないという判断の中で、保護者の方からどうしても審議会に対応して欲しいとなった場合に、重大事態の要件にあたらないので設置しないとするのか、文言自体にはあたらないがどう解釈して審議会を設置するのか。

竹田課長 そのようなケースにつきましては、保護者とのコミュニケーションが大切だと考えております。審議会を設置しないということでお伝えしても、そうやって要望があるということであれば、審議会を設置することは可能かと思う。ただ、交野市いじめ問題再調査委員会に関しましては、保護者からの訴えによって設置しようとしても、法定外の扱いになります。

伊丹委員 市教育委員会で審議会を設置しないと判断していて、保護者の要望を受けて、やっぱりやりますとなると、どうしても保護者との信頼関係が崩れてしまうのかなと思う。できればそういったことがないように、もし保護者からの強い要望があれば対応していくシステムにするのか、あるいは、要望は全く考慮しないとなるのか、そのスタンスを決めておかないといけないと思う。

森脇委員 審議会を立ち上げる前に確認が必要である。関係者が納得しないと。

伊丹委員 内容を見ますと重大事態というのは、生命に関わる事態であるとか長期の欠席等、重いものを言っています。逆に、比較的に事態が軽いものに対して保護者からの要望が強かった時は難しいのかなと思います。

北田部長 今伊丹委員がおっしゃったように、重大事態というといじめが疑われて30日以上欠席があるとか、金品の恐喝等がありましたら、これは重大事態として対策審議会にかかります。しかし、本人にとっては重たいと感じているが、周りにとってはそれほど重大ではないという事態の場合どう判断するかというのが、これからの1番の課題だと思います。これは先ほども言いましたとおり、子どものケアを含めて学校と連携しながら保護者を含めてどういう方向にもっていったらいいか、周りの環境を変えることで心のケアができるのか、ということ判断しながら、それぞれのケースによって対処していきたいと考えております。

黒田市長 このことは非常に大事なことであり、いろいろな場を想定した時にこの方針に沿ってはどうか、基本方針に載せることはできないにしても、委員の皆様のご指摘のとおり、どのように運用されるのかは気になるところであります。

今日の総合教育会議をふまえて今後、方針・提案策定するというプロセスがありますので、特にこの際ですので、疑問点やここもしっかり明示しておくべきなのではないかというご指摘等ありましたらよろしくをお願いします。

私から1点だけ気になるのは、1ページ目の「はじめに」のところですが、最後から2段落目「いじめの未然防止等を最優先課題として取り組むため」と書かれていますが、未然防止が一番大事だと思いますが、今回方針案が作られる前までに、未然防止のために当然教育現場で取り組んでこられたと思います。そうではない様々な事案に対して、今は起こってはいけないうけど起こったらどうするのか、行政・学校・ご家庭を含めたオール交野で起こった場合について考えていかないといけない。最大限どうしていくということが必要だと思います。未然防止等という言葉は文章としてはおかしくないですが、等にすべて含めるにはちょっとさびしい気がいたします。「未然防止はもとより、こうした事案が発生した際には子どもの人権を最大限に守る対応を、再発防止を旨とした方針を掲げます」という事を示す方が、今回なぜ方針を策定したのかが伝わり、今までの取り組みよりバージョンアップした形での表現の方が良いのかなと思います。

非常に大事なテーマですので、この基本方針を基に今後の運用につきましては、教育委員会、事務局、学校現場、そしてまたこの総合教育会議の中でも議論を続けていかななくてはならないと思います。

#### 【議題:学校規模適正化について～現状及びこれからの進め方～】

事務局 資料に基づき、説明

今回は提出させていただきました資料を用いて、「学校規模適正化基本計画」および「学校施設等管理計画」の策定スケジュールについて説明申し上げます。

こちらは、昨年度末までに市長部局で策定されました「公共施設等総合管理計画」を基本として、「学校規模適正化基本方針」に基づき進めて参ります。

なお、こちらのスケジュールは今後の進捗にあわせて修正しながら進行していくもので、前後することもあることを申し添えます。

また、昨年度1月末に「学校規模適正化基本方針」が成案となって以降、「学校規模適正化基本計画」の策定に向けた課題整理等について、学校教育審議会を継続審議を続け、「学校規模適正化基本方針」に基づき「学校適正配置に向けた基本的な考え方」をまとめながら進んでいるところでございます。

お手元の資料「交野市学校規模適正化基本計画・学校施設等管理計画策定スケジュール案」をご覧ください。

昨年度「学校規模適正化基本方針」の策定および学校施設の現状と課題や老朽化状況の把握をおこなってまいりました。また、これらを踏まえ、今年度は学校規模適正化・適正配置にかかる「学校規模適正化基本計画」と、学校施設の中長期保全の内容を含んだ老朽化対策にかかる「学校施設等管理計画」の策定を進めてまいります。

まず「学校規模適正化基本計画」でございますが、昨年度策定の「学校規模適正化基本方針」に基づき、おもに「学校施設の適正配置検討」と「地域に開かれた教育施設・複合化検討」など、学校教育審議会でご審議いただきます。

- 今後の学校施設の在り方
- （学校規模の適正化による）適正配置
- 地域に開かれた教育施設
- 複合化の検討（他の施設との複合化）

などを検討しながら進んでいく予定でございます。

続きまして、「学校規模適正化基本計画」と並行して進めて参ります「学校施設等管理計画」についてですが、学校施設の老朽化状況調査の結果を基に、「学校の保全に係る基準の設定」をしながら進めて参ります。

- 保全優先度（どの部位から改修していくか？）
- 目標耐用年数（あと何年使用するか？）
- 維持管理レベル（どのぐらいの改修とするか？）
- 施設整備レベル（どのぐらいまで整備するか？）
- 保全方針の設定（総合的に判断できる方針の設定）
- 直近5年間の事業および内訳
- コスト集計

等を試算しながら、中長期的な保全内容を含み策定を進めて参ります。

なお、「学校規模適正化基本計画」および「学校施設等管理計画」は素案取りまとめのうえパブリックコメントを実施し、成案に向けて進めて参りたいと考えております。

黒田市長 説明はお聞きの次第でございます。この件について、ご意見ございましたらどうぞ。

伊丹委員 先ほど市として方針はあまり明確にしない中でご意見を聞くとお伺いしているのですが、これでは地域やPTAの方が具体的にどういうことを聞いたらいいのか明確にならないのでは

ないかなと思います。市として、どういう方向で進んでいくというのがあれば、それに対して意見が言えると思うんですけど。結局意見がまとまらないのかなと思うのですが、そのあたりはどうお考えになりますか。

大湾部長 現在、基本方針をとりまとめまして、具体的な適正配置案をご審議いただくための基本的な考え方というものを整理いただいているところであります。今後審議会におきましても、交野市内での適正な配置の具体的なプランニングについてご審議いただく段階になっているのですけれども、今基本的な考え方というものを地域の皆さんなどにお示しさせていただき、そもそもこういう考え方で進めていくことについてどう思いますかご意見をいただきたいと思っております。その後、審議会で様々なプランをご審議いただきますので、その場に出てくるこんな風にしたらどうなのかという意見をふまえて審議に戻っていききたいと思います。

森脇委員 具体的な提案がないと意見が出にくいと思っております。

大湾部長 一定基本方針についてはパブリックコメントをいただいてとりまとめているので、基本方針において具体的にこの学校をどういう配置にしていこう、この地域はどういう学校にしていこうかということを考える上での基本的な考え方といたしまして、今審議会では、小中一貫教育もありますので、中学校ベースで考えていったほうがいいのではないかと、そういう基本的な考え方を今ご議論いただいております。そういう部分でのご意見をいただきたいと思っております。

亥野委員 一般の噂では長宝寺小学校なくなるのやろうと思っている人が多いです。

大湾部長 審議会のメンバーでもそういう話になるのですが、そういった間違っただけの噂が飛び交っていますので、正しくはこういう考え方に基づいてやっているのだと、正しいことを伝える場にもしていきたくて考えています。もう一点は小中一貫教育というソフト面と小中一貫校というハード面が一緒になっているところもありますので、そういった部分についても丁寧に説明していきたくて考えております。

森脇委員 会議の内容は関連している校区の学校のPTAには接触されるのですか。

大湾部長 そういうようなことを含めて今回やっていこうと思っておりますが、まずは地域全体でどういう考えに基づいて動かしていくんだということですので、市P協等大きなところに、市全体のところに意見を聞きにいきたくて思います。例えば具体的に1中校区だったらどうなるのかなということでしたら1中校区の各学校のPTAのみなさんや地域の方にお話をさせていただくことがあるかなと思います。

森脇委員 広くアンケートを取られた方がいいのではと思います。

大湾部長　すでにアンケート調査は行っていますので、その部分についても説明していきたいと思いません。

伊丹委員　保護者の方にとったら自分の学校がどうなるのか、もちろん中学校区がどうなるのかは重要ですが、自分の学校がどうなるのかというのが気になる場所なのですね。自分の学校に影響がなければ、そんなに興味もわかないでしょうし、逆に自分の学校に影響があればもっと意見言わせてよということになります。何度か地域との意見交換会が開かれていくと思いますので、焦点が明確化していくとは思いますが、ある程度のところで統廃合を含めて話をしていかないと、もっと意見を言いたかったのにということになってしまいます。

森協委員　同感です。

黒田市長　何を話していくのか、対象者はだれなんだという意見が委員の皆さんから出ましたけど、基本方針を具体的に個別それぞれの学校にどう当てはめていくのかという作業になりますが、今、行政・教育委員会・私も含めて考えていることと、保護者・地域の方が考えていることにはギャップがあります。それをしっかりと同じ方向を向きながら、お互い理解しながら学校の再配置につなげられるように、ぜひ十分に市の考えをご説明し、それに対するご意見を頂く、その応酬の中でご理解いただける適正化基本計画を作っていただきたいと思ひますし、併せて施設等、管理計画等もありますから作っていただきたいと思ひます。今後また進捗状況については教育委員会でもご議論いただきますし、この総合教育会議でも節目節目で情報共有させていただこうと思ひます。

※本議事録は、発言者の要点をまとめているものであり、発言全てを記載したものではありませんので、  
ご了承下さい。